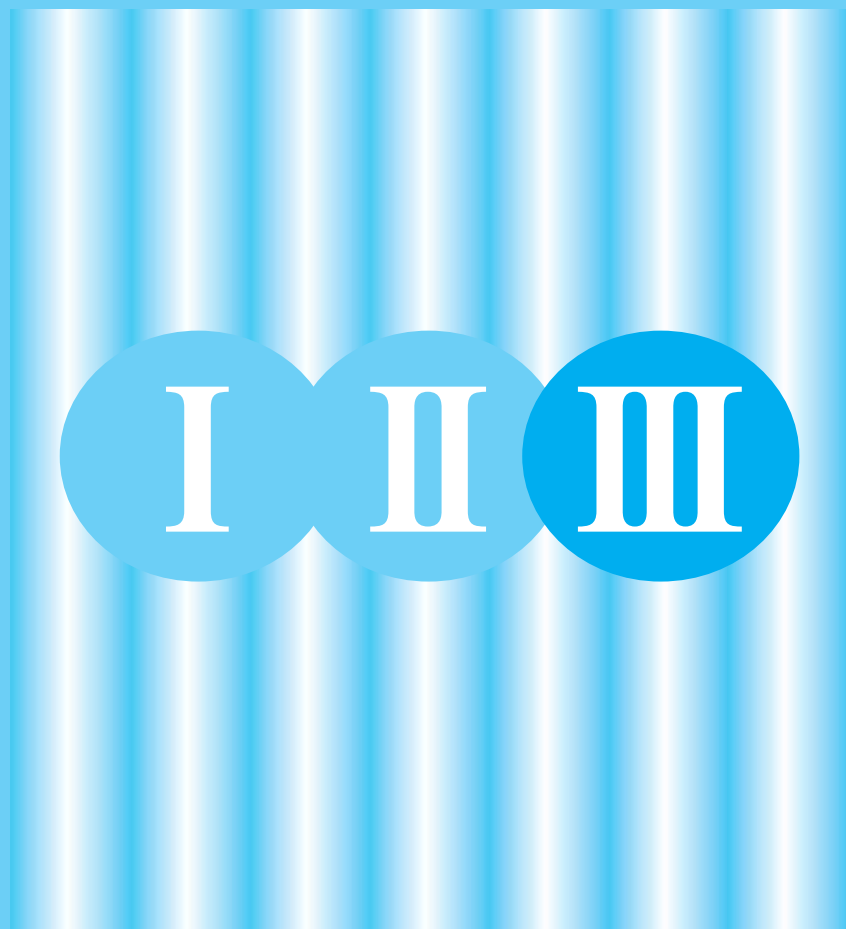


III

条例及び施行規則





条例及び施行規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例

〔平成10年6月30日〕
島根県条例第25号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本方針（第7条）
- 第3章 ひとにやさしいまちづくりに関する県の施策（第8条—第11条）
- 第4章 公共施設の整備（第12条—第16条）
- 第5章 特定公共施設の整備（第17条—第21条）
- 第6章 公共車両等及び公共的工作物の整備（第22条・第23条）
- 第7章 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会（第24条・第25条）
- 第8章 雑則（第26条—第28条）
- 附則

わたしたちのふるさと島根で、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての県民が社会の一員として、自立し、また個人として尊重され、共に生きがいをもって生活できる社会を実現することはわたしたち県民すべての願いである。

このためには、県民一人一人が互いに理解しあい、やさしい心、思いやりの心を持つことが大切であると同時に県民だれもが、自らの意思で行動でき、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加することのできる障壁のない社会を築いていく必要がある。

わたしたちは、高齢者、障害者等が生活しやすいまちはすべての人が生活しやすいまちであるとの認識に立ち、高齢者、障害者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除く、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ひとにやさしいまちづくりに関する県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりのための施策を推進する上で基本となる事項を定めることにより、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、病弱者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、ひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、県が実施する施策とあいまって、当該市町村の区域の実情に応じたひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら設置し、又は管理する施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮するとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に取り組むとともに、県及び市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 1 すべての県民がひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
- 2 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

第3章 ひとにやさしいまちづくりに関する県の施策

（学習機会の充実等）

第8条 県は、ひとにやさしいまちづくりの推進について、県民の主体的かつ積極的な取組の意欲が増進されるよう、学習機会の充実、啓発活動の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（福祉教育の充実）

第9条 県は、次代を担う子どもたちが高齢者、障害者等に対する理解を深め、思いやりの心を育むよう、体験学習の充実、ボランティア活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第10条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して、ひとにやさしいまちづくりに関する施策の推進体制を整備するものとする。

（支援）

第11条 県は、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、財政上の措置その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 公共施設の整備

（整備基準）

第12条 知事は、病院、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設、行政機関の庁舎、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるもの（以下「公共施設」という。）の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、昇降機、便所、駐車場、通路その他知事が必要と認めるものについて、公共施設の種類に応じて規則で定めるものとする。

（整備基準への適合）

第13条 公共施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号

に規定する大規模の修繕をいう。)若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「新築等」と総称する。))又は施設の用途の変更(当該変更をして公共的施設とする場合に限る。以下同じ。))をしようとする者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(適合証の交付)

第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設が整備基準に適合しているときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(維持保全)

第15条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設の整備基準に適合している部分について、当該整備基準に適合する状態を維持するよう努めるものとする。

(既存公共的施設に対する措置)

第16条 第12条第1項の規定に基づく規則の規定の施行の際現に存する公共的施設又は当該規則の改正により新たに公共的施設となるもの(現に新築等又は用途の変更の工事中のものを含む。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

第5章 特定公共的施設の整備

(特定公共的施設の新築等の届出)

第17条 公共的施設のうち、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要なものとして規則で定めるもの(以下「特定公共的施設」という。)の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

(指導及び助言)

第18条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告等)

第19条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が第17条の規定による届出をしないで工事に着手したときは、当該特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、届け出るよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第20条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(国等に関する特例)

第21条 国、地方公共団体その他規則で定める者については、第17条から第20条までの規定は、適用しない。

2 県は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事は、国、地方公共団体(県を除く。)その他規則で定める者(以下「国等」という。)が特定公共的施設の新築等をしようとするときは、国等に対し、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第6章 公共車両等及び公共的工作物の整備

(公共車両等の整備)

第22条 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定めるもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共的工作物の整備)

第23条 信号機、公衆電話所その他の不特定多数の者が利用する工作物で規則で定めるもの(以下「公共的工作物」という。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

第7章 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

(設置及び権限)

第24条 知事の附属機関として島根県ひとにやさしいまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、知事の諮問に応じ、ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、ひとにやさしいまちづくりに関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(規則への委任)

第25条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(審議会の意見の聴取)

第26条 知事は、第12条第1項の公共的施設、同条第2項の整備基準、第17条の特定公共的施設、第22条の公共車両等又は第23条の公共的工作物を定める規則を制定し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第27条 第4章及び第5章の規定は、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認める市町村の条例の適用を受ける公共的施設については、適用しない。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条から第16条まで、第5章、第6章及び第27条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

〔平成11年6月29日〕
島根県規則第80号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則をここに公布する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第12条第1項の規則で定める施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設とする。

(整備基準)

第3条 条例第12条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付の請求)

第4条 条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（様式第1号）に、施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規定により交付する適合証は、様式第3号による。

(平12規則21・一部改正)

(特定公共的施設)

第5条 条例第17条の規則で定める施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、同表特定公共的施設の欄に掲げる施設とする。

(特定公共的施設の新築等の届出)

第6条 条例第17条の規定による届出は、特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに、特定公共的施設新築等届（様式第4号）に、施設整備項目調書及び別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 条例第17条の規定による届出の内容の変更の届出は、あらかじめ特定公共的施設新築等変更届（様式第5号）に施設整備項目調書及び別表第3に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて行わなければならない。

3 条例第17条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準が適用されない部分の工事の内容の変更

(2) 工事の着手又は完了の予定年月日に係る変更

(平12規則21・一部改正)

(身分証明書)

第7条 条例第19条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第6号による。

(平12規則21・一部改正)

(公表)

第8条 条例第20条の規定による公表は、島根県報に登載する方法により行うものとする。

(国等に準ずる者)

第9条 条例第21条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人

(2) 土地開発公社

(平19規則107・一部改正)

(公共車両等)

第10条 条例第22条の規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(3) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものに限る。）

(4) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

(平24規則39・平25規則2・一部改正)

(公共的工作物)

第11条 条例第23条の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 信号機

(2) 公衆電話所

(3) バスの停留所

(4) 案内標識（道路法（昭和27年法律第180号）第45条第1項に規定する道路標識を除く。）

(5) 現金自動支払所

(6) 自動販売機

(書類の提出部数等)

第12条 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。

2 前項の書類は、公共的施設の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長を経由するものとする。ただし、海岸に係る公共的施設に係る書類にあっては、海岸保全区域の占用等に関する規則（昭和34年島根県規則第10号）第14条に規定する支庁、農林水産振興センター又は県土整備事務所の長を経由するも

のとする。

(平12規則13・平16規則23・平18規則17・平18規則92・平19規則107・平24規則39・平26規則41・令3規則68・一部改正)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から21日以内に特定公共的施設の新築等の工事に着手する者に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

附 則 (平成12年規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第23号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第76号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第17号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第92号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第43号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第77号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第88号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

附 則 (平成19年規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第39号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第85号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第34号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第73号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第113号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年規則第58号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

1 建築物

区 分	公共的施設	特定公共的施設
病院等	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所	全ての施設
興行場等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	用途面積（公共的施設の用途に供する部分（駐車場にあっては、駐車のに供する部分）の床面積（増築等の場合にあっては、別表第2に定める整備基準に係る増築等に係る部分の床面積）の合計をいう。以下同じ。）が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
集会場	集会場又は公会堂	全ての施設
展示場	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上の施設又は用途面積が1,000平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
卸売市場	卸売市場	
宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設	用途面積が1,000平方メートル以上の施設又は用途面積が1,000平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
社会福祉施設等	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子・父子福祉施設 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 8 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	全ての施設

	9 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター	
体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ場、スポーツの練習場その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
遊技施設等	カラオケボックス、ダンスホール、射的場、ビリヤード場、ゲームセンター、マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
図書館等	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館その他これらに類する施設	全ての施設
公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
飲食店	食堂、料理店、レストランその他の飲食店	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
理容所及び美容所	理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所又は美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所	用途面積が50平方メートル以上の施設又は用途面積が50平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
金融機関の施設	1 農林中央金庫の事務所 2 株式会社商工組合中央金庫の事務所 3 農業協同組合又は農業協同組合連合会の事務所（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号に規定する事業を行うものに限る。） 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店、支店その他の営業所 5 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第11条第1項第4号に規定する事業を行うものに限る。） 6 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所 7 信用金庫の事務所 8 労働金庫の事務所 9 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	全ての施設
通信施設	日本郵便株式会社の事務所又は営業所	全ての施設

公共交通機関の施設	1 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設のうち旅客を取り扱う駅 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港における航空旅客取扱施設 4 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル	全ての施設
サービス業を営む店舗	質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の営業所、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理のみを行うものを除く。）、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上の施設又は用途面積が100平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
公衆便所	公衆便所	全ての施設
駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除く。以下「路外駐車場」という。）	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
官公庁の施設	国、地方公共団体又は第9条に規定する者が事務を処理するために使用する庁舎その他の施設	全ての施設
事務所	事務所	
火葬場	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場	全ての施設
学校等	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に規定する自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設	全ての施設
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅等	共同住宅、寄宿舎又は下宿	戸数が30以上である共同住宅又は室数が30以上である寄宿舎
工場	工場	
公共用歩廊	公共用歩廊	全ての施設

2 建築物以外の施設

区 分	公共的施設	特定公共的施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）で歩道を設置するもの	全ての施設
公園	公園その他これに類する施設のうち次に掲げるもの（建築物に該当するものを除く。） 1 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は公の施設 3 動物園、植物園又は遊園地（2に掲げる都市公園に設けるものを除く。）	公共的施設の用途に供する部分の面積が2,500平方メートル以上の施設
河川	河川法（昭和39年法律第167号）第6条に規定する河川区域内の施設（建築物に該当するものを除く。以下この表において同じ。）のうち、河川を利用するための施設	全ての施設
海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項又は第2項の規定により指定された海岸保全区域内の施設のうち、海浜を利用するための施設	全ての施設
建築物以外の路外駐車場	路外駐車場のうち建築物でないもの	駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の施設

備考

- 1 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、同法第3条第1項各号に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物以外の建築物をいう。
- 2 増築等とは、増築、改築、建築基準法第2条第14号の大規模の修繕及び同条第15号の大規模の模様替えをいう。
- 3 複合施設とは、2以上の公共的施設が存する施設（共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含むものに限る。）で当該2以上の公共的施設に係る用途面積が1,000平方メートル以上のものをいう。

別表第2（第3条関係）

1 建築物

整備項目	整備基準
1 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 駐車場、学校等（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
2 階段	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア 踊場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 カ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。 オ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出

	入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。
4 便所	(1) 利用者の用に供する便所は、当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件（令和6年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。）に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。 (2) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上は、次に定める構造とすること（共同住宅等を除く。）ただし、国土交通省告示に定める基準に従い配置するものについては、この限りでない。 ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房（イ及び7の項において「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。 ㍑ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 ㍑ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。 ㍑ 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。 ㍑ 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。 (3) (1)の規定により設ける便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には、洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。 (4) (1)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。 (5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。 (6) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。
5 駐車場	(1) 利用者の用に供する駐車場には、次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）に定める場合に該当する場合にあっては、この限りでない。

	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 当該駐車施設に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
6 敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に定める構造であること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。
7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）	(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化経路にすること（学校等を除く。）。 ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては当該客席の出入口と同項第3号の構造の車椅子使用者が客席として利用できる部分（同項において「車椅子使用者用客席部分」という。）との間の経路（イ及びウにおいて「車椅子使用者用経路」という。）を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウの(ア)の規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

- (2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。
- ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。
 - ア 幅は、160センチメートル（共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル）以上とすること。
 - イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。
 - ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。
 - ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（力に定める構造のものを除く。(カ)及び(ケ)において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に定める構造とし、当該エレベーターの付近に、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。
 - ア 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
 - エ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
 - オ 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - キ 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - ク 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーにあつては、(カ)から(キ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること（駐車場に設けるものを除く。）。
 - a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - b 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

	c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (ケ) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、(ア)から(ウ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。 a 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。 b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 c 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 d 籠内には、手すりを設けること。 力 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とし、当該エレベーターその他の昇降機の付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 キ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。 (ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。 (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。 (オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。 a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (3) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキに定めるところによることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のA中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
8 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機、4の項に定める構造の便所又は5の項の(2)に定める構造の車椅子使用者用駐車施設の配置について、文字等と地色の明度の差が大きい色とすること等により読みやすく表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4の

	項に定める構造の便所の配置について、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。 (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。
9 案内設備までの経路	(1) 道等から8の項の(2)に定める構造の設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ㍑ 車路に近接する部分 ㍑ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分（1の項のイのただし書に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）
10 浴室	病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1）以上の浴室（共同のものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。 イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。 ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
11 客席	(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。 (2) 興行場等又は集会場の客席には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用客席部分を設けること。 ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2 イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該客席に設ける座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (3) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。 ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。 イ 床の表面は、平たんとし、かつ粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 床は、水平とすること。 エ 車椅子使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。 (4) 車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

	イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。 ア 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 イ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 ウ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (5) 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路（(3)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
12 授乳所その他これに類するもの（以下「授乳所等」という。）	興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子・父子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあつては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。 ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの イ 手洗い設備 ウ 給湯器 エ 椅子
13 客室	宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、7の項の(2)のイに定める構造とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 ウ 次に定める構造の便所を設けること。 ア 便所内に4の項の(1)のアに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 イ 便所内に4の項の(1)のウに定める構造の洗面器を設けること。 ウ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。 エ 次に定める構造の浴室を設けること。 ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。 イ 10の項のイ及びウに定める構造とすること。
14 更衣室及びシャワー室	体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 ウ 壁には、手すりを設けること。 エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
15 レジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）及び改札口	1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床は、水平とすること。

（注） この表において「利用者の用に供する」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号に規定する特定建築物である施設については「多数の者が利用する」を、同法第2条第19号に規定する特別特定建築物である施設については「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」をいう。

2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道は、次に定める構造とすること。 1 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上、その他の道路にあっては200センチメートル以上とすること。 3 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。 4 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。 5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分は、次に定める構造とすること。 - ア 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 - イ 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。ただし、当該縁端のうち、視覚障害者誘導用ブロックの敷設その他の必要な措置をし、視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼさないと認められる部分については、この限りでない。 6 鉄道等の交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 7 視覚障害者誘導用ブロックは、次に定める構造とすること。 - ア 材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いること。 - イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比や明度差が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるものとする。
2 横断歩道橋	横断歩道橋を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 4 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 5 床面において20ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。
3 地下横断歩道	地下横断歩道を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、地下横断歩道及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 4 出入口（入口から出口が見通せないものに限る。）の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。 5 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。

3 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	出入口は、次に定める構造とすること。ただし、次に定める構造の出入口が1以上ある場合であって、地形の状況その他の特別な理由により次に定める構造の出入口の整備が困難であるときは、当該構造によらないことができる。 1 幅は、120センチメートル以上とすること。 2 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 3 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 4 5の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）を併設すること。
2 園路（歩行の用に供するものに限る。以下同じ。）	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路は、次に定める構造とすること。 1 通路は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 - イ ウの場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 - エ 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。 - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 - カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 階段（その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。）は、次に定める構造とすること。 - ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 - イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 - ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 - エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 - オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 - カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 3 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 4 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

	イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 ウ 横断勾配は、設けないこと。 エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。 カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 5 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。 6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 7 3の項に定める構造の駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
3 駐車場	1 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 2 車椅子使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示を分かりやすい方法により行うこと。
4 案内板	公園全体の概要を示す案内板は、次に定める構造とすること。 1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 2 当該案内板に表示された内容が容易に識別できるものであること。 3 1の項に定める出入口の付近に設けること。

4 河川

整備項目	整備基準
1 傾斜路	河川区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中で水平面を設けること。 4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
2 遊歩道	河川区域内に遊歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、180センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中で水平面を設けること。 4 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 6 水辺に接する部分には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
3 階段	河川区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 つまずきにくい構造とすること。

5 海岸

整備項目	整備基準
1 傾斜路	海岸保全区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。 4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。 5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
2 階段	海岸保全区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 つまずきにくい構造とすること。

6 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
駐車場	1 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 2 車椅子使用者用駐車施設は、4に定める構造の出入口に最も近い位置に設けること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 - イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 4 1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。 - ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 - イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 5 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 - ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 - イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 - ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 - エ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

別表第3（第4条、第6条関係）

区 分	図 書	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
	各 階 平 面 図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
道 路	位 置 図	方位、道路及び目標となる地物
	平 面 図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び土地の高低
公 園	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	平 面 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要な施設の位置及び寸法
河 川	位 置 図	縮尺、方位、目標公共物
	平 面 図	縮尺、方位、流水方向、河川区域界、計画地内における傾斜路、遊歩道、階段その他主要な施設の位置及び寸法
海 岸	位 置 図	縮尺、方位、目標公共物
	平 面 図	縮尺、方位、海岸保全区域界、計画地内における傾斜路、階段その他主要な施設の位置及び寸法
建 築 物 以 外 の	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
路 外 駐 車 場	平 面 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低並びに敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法

様式第1号（第4条関係）

島根県知事

様

年 月 日

郵便番号
住 所
請求者（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

適合証交付請求書

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第14条第1項の規定により、関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公 共 的 施 設 の 所 在 地											
公 共 的 施 設 の 種 類		1 建築物		2 道路		3 公園		4 河川			
		5 海岸		6 建築物以外の路外駐車場							
公 共 的 施 設 の 名 称											
建 築 物	主 要 用 途					用途面積の合計				㎡	
	構 造					共同住宅の戸数				戸	
	階 数	地上	階・地下	階	寄 宿 舎 の 室 数				室		
道	路	種類				幅員	m	延 長	m		
公	園	種類						面 積	㎡		
河	川	種類						面 積	㎡		
海	岸	種類									
建 築 物 以 外 の		面 積						㎡			
路 外 駐 車 場		駐 車 台 数						台(うち車椅子使用者用駐車台数		台)	
特定公共的施設の届出の有無及び届出年月日						有 ・ 無 (年 月 日)					
※ 特定公共的施設の届出の受付番号						第 号 (年 月 日)					
連 絡 者	住 所							電 話 番 号			
	氏 名										
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄									
年 月 日											
第 号											
担当印											

- 注1 施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添付してください。
- 2 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 3 「公共的施設の種類」欄及び「特定公共的施設の届出の有無及び届出年月日」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号その1（第4条、第6条関係）

施設整備項目調査（建築物）

1 建築物の概要

建築物の名称	主要用途				
建築物の所在地	階 数		地上	階 地下	階
工 事 種 別	新 築・新 設・増 築・改 築・大 規 模 の 修 繕・大 規 模 の 模 様 替				
階 別	用 途	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床 面 積 合 計	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
合 計		m ²	m ²	m ²	

2 建築物の整備状況

〔記入上の注意〕

- 用途・面積等により整備項目について整備基準の適用を受けない場合は、整備項目欄の「除外」に○を付けてください。
- 備考欄については、用途・面積等により整備基準欄の各整備基準の適用を受けない場合は「除外」に、別表第2の1の表各項におけるただし書に該当する場合は「免除」に○を付けてください。

整備項目	整備基準	整備状況	備考	
廊下等	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
	2 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接する廊下等の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除	
階段	1 手すりの設置（踊場を除く。）	適・否		
	2 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
	3 識別しやすい段の色	適・否		
	4 つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否		
	5 主たる階段における回り階段の禁止	適・否	免除	
	6 段がある部分の上端又は下端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 手すりの設置	適・否	除外	
	2 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
	3 識別しやすい路面の色	適・否		
	4 両側に5cm以上の側壁の設置	適・否		
	5 傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除	
便所	1 不特定多数の者が利用する便所の設置数	適・否 (箇所)	除外	
	2 車椅子使用者用便所の設置数	箇所	除外	
	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保 イ 腰掛便座、手すり等の配置	適・否 適・否	除外
	(2) 車椅子使用者用便所を設置した旨の表示	適・否		

	(3) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
		イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否	
	3 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外
	4 床置き小便器等及び手すりの設置		適・否	除外
	5 乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外・免除
	6 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外
駐車場 [除外]	1 駐車施設の総数		台	
	2 車椅子使用者用駐車施設の設置数		適・否 (台)	
	3 車椅子使用者用 駐車施設の構造	(1) 幅350cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		(3) 駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否	
敷地内の通路	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		適・否	
	2 段の構造	(1) 手すりの設置	適・否	
		(2) 識別しやすい段の色	適・否	
		(3) つまずきの原因となるものを設けない構造	適・否	
	3 傾斜路の構造	(1) 手すりの設置	適・否	除外
		(2) 識別しやすい踏面の色	適・否	
		(3) 両側に5cm以上の側壁の設置	適・否	
移動等円滑 化経路 [除外]	1 階段又は段の禁止		適・否	免除
	2 出入口	(1) 幅80cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	3 廊下等	(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設等の場合は、120cm以上）	cm	除外
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否	
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	4 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)	(1) 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm	
		(2) 勾配1／12以下（高低差が16cm以下の場合は、1／8以下）	1／	
		(3) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外
	5 エレベーター	(1) 利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階への停止	適・否	除外
		(2) 籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上	cm	
		(3) 籠の奥行き135cm以上	cm	
		(4) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上	cm	
		(5) 乗降ロビーは高低差がないこと。	適・否	
		(6) 籠内及び乗降ロビーにおける車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否	
		(7) 籠内における停止階及び現在位置の表示装置の設置	適・否	

		(8) 乗降ロビーにおける到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	適・否			
		(9) 用途面積1,000㎡以上の場合	ア 籠内における到着階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	適・否	除外	
			イ 籠内及び乗降ロビーにおける視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	適・否		
			ウ 籠内又は乗降ロビーにおける籠の昇降方向を音声で知らせる装置の設置	適・否		
		(10) 用途面積2,000㎡以上の場合	ア 籠の幅140cm以上	cm	除外	
			イ 車椅子の転回に支障がない構造	適・否		
			ウ 戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置	適・否		
			エ 籠内への手すりの設置	適・否		
		(11) (1)から(10)までのエレベーターがある旨の表示	適・否			
		6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等	(1) エレベーターの場合	ア 籠の定格速度15m毎分以下	適・否	
				イ 籠の床面積2.25㎡以下	適・否	
ウ 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否					
エ 籠の幅70cmかつ奥行き120cm以上	cm×cm					
オ 乗降方向に応じた籠寸法の確保	適・否					
(2) エスカレーターの場合	ア 踏段の定格速度30m毎分以下		適・否			
	イ 2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端への車止めの設置		適・否			
	ウ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		適・否			

		(3) (1)又は(2)のエレベーター又はエスカレーターがある旨の表示	適・否	
	7 敷地内の通路	(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設等の場合は、120cm以上）	cm	
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否	
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
		(5) 排水溝の設置の禁止	適・否	免除
		(6) 傾斜路の構造	ア 幅120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm
			イ 勾配 1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下）	1/
			ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否 除外
案内設備	1 エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等の設置		適・否	免除
	2 点字等により視覚障害者に示すための設備の設置		適・否	免除
案内設備までの経路	1 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備の設置		適・否	免除
	2 車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設		適・否	免除
	3 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分への点状ブロック等の敷設		適・否	免除
浴室 [除外]	1 脱衣室及び洗い場の出入口	ア 幅80cm以上	cm	
		イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
		ウ 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	
	2 脱衣室、洗い場及び浴槽	手すりの設置	適・否	
	3 操作が容易な給水栓の設置		適・否	
客席 [除外]	1 集団補聴装置の設置		有・無	除外
	2 興行場等又は集会場の固定式椅子の数		席	
	3 車椅子使用者用客席部分の設置数		適・否 (席)	
	4 車椅子使用者用客席部分の構造	(1) 幅90cmかつ奥行き135cm以上	cm × cm	
		(2) 表面は、平たんかつ粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否	
		(3) 水平な床	適・否	
		(4) 車椅子使用者用客席部分である旨の表示	適・否	
	5 出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	(1) 幅120cm以上	cm	
		(2) 傾斜路及び踊場の構造	ア 勾配 1/12以下（高低差が16cm以下の場合は、1/8以下）	1/ 除外

			イ 高低差75cm以内 ごとに踏幅150cm以 上の踊場の設置	適・否	除外	
			ウ 手すりの設置	適・否	除外	
	6	出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置		適・否		
授乳所等 [除外]	1	乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置		適・否		
	2	手洗い設備の設置		適・否		
	3	給湯器の設置		適・否		
	4	椅子の設置		適・否		
客室 [除外]	1	出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
			(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる 構造の戸	適・否	除外	
			(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外	
	2	十分な床面積の確保		適・否		
	3	便所の構造	(1) 車椅子使用者用便 房の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	
				イ 腰掛便座及び手す り等の設置	適・否	
		(2) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否		
			イ 操作が容易な給水 栓の設置	適・否		
		(3) 便所及び便房の出 入口の構造	ア 幅80cm以上	cm		
			イ 車椅子使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸	適・否		
			ウ 戸の前後に高低差 がないこと。	適・否		
	4	浴室の構造	(1) 脱衣室及び洗い場 の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
				イ 車椅子使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸	適・否	
				ウ 戸の前後に高低差 がないこと。	適・否	
		(2) 脱衣室、洗い場及 び浴槽の構造	手すりの設置	適・否		
		(3) 操作が容易な給水栓の設置	適・否			
更衣室及び シャワー室 [除外]	1	出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
			(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる 構造の戸	適・否		
			(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否		
	2	十分な床面積の確保		適・否		
	3	手すりの設置		適・否		
	4	操作が容易な給水栓の設置		適・否		
レジ通路及 び改札口	1	幅80cm以上		cm		
	2	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。		適・否		
	3	床は、水平とすること。		適・否		

様式第2号その2（第4条関係）

施設整備項目調書（道路）

道路の名称		道路の延長	m
道路の所在地			
道路の種類			

整備項目	整 備 基 準		整 備 状 況	
歩 道	1	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適 ・ 否	
	2	歩行者の交通量が多い道路は350cm以上、その他の道路は200cm以上の有効幅員	cm	
	3	横断勾配 1 パーセント以下（やむを得ない場合は、2 パーセント以下）	適 ・ 否	
	4	排水溝に蓋を設けること。	適 ・ 否	
	5	横断歩道等に接する歩道の部分	ア 勾配5パーセント以下（やむを得ない場合は、8パーセント以下）	適 ・ 否
		イ 車道との段差は、2 cmを標準	適 ・ 否	
	6	視覚障害者誘導用ブロックの構造	ア 歩行性及び耐久性に優れたもの	適 ・ 否
イ 識別しやすい色		適 ・ 否		
横断歩道橋	1	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適 ・ 否	
	2	階段、踊場及び傾斜路への二段式手すりの設置	適 ・ 否	
	3	回り段の禁止	適 ・ 否	
	4	階段又は傾斜路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適 ・ 否	
	5	照明の照度20ルクス以上	適 ・ 否	
地 下 横 断 歩 道	1	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い路面の仕上げ	適 ・ 否	
	2	階段、踊場及び傾斜路への二段式手すりの設置	適 ・ 否	
	3	階段又は傾斜路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適 ・ 否	
	4	照明設備の照度	ア 出入口の照度100ルクス以上	適 ・ 否
		イ 階段及び通路の照度50ルクス以上	適 ・ 否	
	5	室内に面する部分の不燃材料による仕上げ	適 ・ 否	

様式第2号その3（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（公園）

公園の名称		面積	m ²
公園の所在地			
公園の種類			

整備項目	整備基準	整備状況
出入口	1 幅120cm以上	cm
	2 車止めの相互間隔は、90cm以上	cm
	3 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面の確保	適 ・ 否
	4 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
	5 やむを得ず段を設ける場合の傾斜路の併設	適 ・ 否
園路	1 通路の構造	cm
	ア 幅180cm以上（やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないもの、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上）	
	イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
	ウ やむを得ず段を設ける場合の傾斜路の併設	適 ・ 否
	エ 縦断勾配5パーセント以下（地形の状況等により水平面の設置）	%
	オ 横断勾配1パーセント以下（やむを得ない場合は、2パーセント以下）	%
	カ 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 階段の構造	
	ア 両側に手すりの設置	適 ・ 否
	イ 手すりの端部の付近に点字の貼付け	適 ・ 否
	ウ 回り段の禁止	適 ・ 否
	エ 踏面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	オ つまずきの原因となるものを設けない構造	適 ・ 否
	カ 両側に立ち上がり部の設置	適 ・ 否
	3 階段を設ける場合の傾斜路の併設	適 ・ 否
	4 傾斜路の構造	cm
	ア 幅120cm以上（階段又は段に併設する場合は、90cm以上）	
	イ 縦断勾配8パーセント以下	%
	ウ 横断勾配の禁止	適 ・ 否
	エ 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	オ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適 ・ 否
	カ 両側に手すりの設置	適 ・ 否

	キ 両側に立ち上がり部の設置		適	・	否
	5	排水溝に蓋を設けること。	適	・	否
	6	転落のおそれのある場所への柵、点状ブロック等、線状ブロック等の敷設その他の転落を防止するための設備の設置	適	・	否
	7	駐車場及び主要な公園施設への接続	適	・	否
駐 車 場	1	車椅子使用者用駐車施設の設置			台
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア 車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口に近い位置への設置	適	・	否
		イ 幅350cm以上			cm
		ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適	・	否
案 内 板	1	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	適	・	否
	2	表示された内容の容易な識別	適	・	否
	3	出入口の付近への設置	適	・	否

様式第2号その4（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（河川）

河 川 の 名 称	
公共的施設の所在地	
公共的施設の種類	

整備項目	整 備 基 準	整 備 状 況
傾 斜 路	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 縦断勾配8パーセント以下（地形の状況等により必要に応じ水平面の設置）	%
	4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適 ・ 否
	5 水辺側への立ち上がり部の設置	適 ・ 否
遊 歩 道	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅180cm以上	cm
	3 縦断勾配5パーセント以下（地形の状況等により必要に応じ水平面の設置）	%
	4 横断勾配1パーセント以下（やむを得ない場合は、2パーセント以下）	%
	5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適 ・ 否
	6 水辺に接する部分への立ち上がり部の設置	適 ・ 否
階 段	1 表面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 つまずきにくい構造	適 ・ 否

様式第2号その5（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（海岸）

海岸の名称	
公共的施設の所在地	
公共的施設の種類	

整備項目	整備基準	整備状況
傾斜路	1 路面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 縦断勾配8パーセント以下（地形の状況等により必要に応じ水平面の設置）	%
	4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部に150cm以上の水平区間の設置	適 ・ 否
	5 水辺側への立ち上がり部の設置	適 ・ 否
階段	1 表面は、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	2 幅120cm以上	cm
	3 つまずきにくい構造	適 ・ 否

様式第2号その6（第4条、第6条関係）

施設整備項目調書（建築物以外の路外駐車場）

路外駐車場の名称		面積	m ²
路外駐車場の所在地			

整備項目	整備基準	整備状況
駐車場	1 車椅子使用者用駐車施設の設置	適 ・ 否
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	適 ・ 否
	ア 車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口に近い位置への設置	
	イ 幅350cm以上	cm
	ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適 ・ 否
	3 歩行者用の出入口の構造	cm
	ア 有効幅員80cm以上	
	イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造（傾斜路を併設する場合を除く。）	適 ・ 否
	4 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の構造	cm
	ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上	
	イ 勾配1／12以下（高低差が16cm以下の場合は、1／8以下）	1／
	ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適 ・ 否
	エ 手すりの設置	適 ・ 否

様式第3号（第4条関係）



縦20センチメートル、横20センチメートル

様式第4号（第6条関係）

島根県知事

様

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定公共的施設新築等届

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特 定 公 共 的 施 設 の 所 在 地														
特 定 公 共 的 施 設 の 種 類				1 建築物 2 公園 3 河川 4 海岸 5 建築物以外の路外駐車場										
工 事 種 別				1 新築 2 新設 3 増築 4 改築 5 大規模の修繕 6 大規模の模様替										
特 定 公 共 的 施 設 の 概 要	建 築 物	名 称		主要用途										
		構 造		階 数		地上		階・地下		階				
		延 べ 面 積	用 途 区 分	新築等の部分		既存の部分		合 計						
				㎡		㎡		㎡						
				㎡		㎡		㎡						
				㎡		㎡		㎡						
		そ の 他 用 途	㎡		㎡		㎡							
		合 計	㎡		㎡		㎡							
		共 同 住 宅 の 戸 数	戸		寄宿舎の室数		室							
	公 園 河 川 海 岸 建 築 物 以 外 の 路 外 駐 車 場	路 外 駐 車 場	用途面積	㎡		駐車台数		台						
		公 園	名称			種類			面 積	㎡				
		河 川	名称			種類			面 積	㎡				
		海 岸	名称			種類								
		建 築 物 以 外 の	名称			駐車台数			台					
		路 外 駐 車 場	名称			面 積			㎡					
工 事 予 定 年 月 日			着手	年 月 日		完了	年 月 日							
連 絡 者	住 所													
	氏 名							電話番号						
※ 受 付 欄			※ 決 裁 欄											
年 月 日														
第 号														
担当印														

注1 施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添付してください。
2 正本1部及び副本1部を提出してください。
3 「特定公共的施設の種類」欄及び「工事種別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
4 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号
住 所
届出者（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定公共的施設新築等変更届

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特定公共的施設の所在地					
特定公共的施設の種類		1 建築物 2 公園 3 河川 4 海岸 5 建築物以外の路外駐車場			
特定公共的施設の名称					
主 要 用 途					
変更の内容	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 に 係 る 工 事 の 日 予 定 年 月 日	着手	年 月 日		完了	年 月 日
※ 特定公共的施設 届出の受付番号		第 号 年 月 日			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄			
年 月 日					
第 号					
担当印					

注 1 変更に係る部分の施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添付してください。
2 正本1部及び副本1部を提出してください。
3 「特定公共的施設の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
4 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号（第7条関係）

（表）

第		号
身 分 証 明 書		
所	属	
職	名	
氏	名	
生年月日		
上記の者は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）第19条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 交付		
島根県知事		印

（裏）

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（抜粋）
（勧告等）
第19条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が第17条の規定による届出をしないで工事に着手したときは、当該特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、届け出るよう勧告することができる。
2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、調査させることができる。
3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

縦6センチメートル、横9.2センチメートル

様式第1号（第4条関係）

（平16規則23・平18規則17・平25規則2・平26規則41・令3規則113・一部改正）

様式第2号その1（第4条、第6条関係）

（平17規則76・全改、平25規則2、令7規則58・一部改正）

様式第2号その2（第4条関係）

（平25規則2・全改）

様式第2号その3（第4条、第6条関係）

（平25規則34・全改）

様式第2号その4（第4条、第6条関係）

（平25規則34・全改）

様式第2号その5（第4条、第6条関係）

（平25規則34・全改）

様式第2号その6（第4条、第6条関係）

（平25規則2・全改）

様式第3号（第4条関係）

（平12規則21・追加）

様式第4号（第6条関係）

（平12規則21・旧様式第3号繰下、平16規則23・平18規則17・平26規則41・令3規則113・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（平12規則21・旧様式第4号繰下、平16規則23・平18規則17・平26規則41・令3規則113・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（平12規則21・旧様式第5号繰下）